

令和5年第7回せたな町議会臨時会

令和5年10月30日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号 令和5年度せたな町一般会計補正予算（第6号）

○出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 石原 広務 君 | 2番 | 梶田 道廣 君 |
| 3番 | 藤谷 容子 君 | 4番 | 福島 豊 君 |
| 5番 | 横山 一康 君 | 6番 | 本多 浩 君 |
| 7番 | 真柄 克紀 君 | 8番 | 熊野 主税 君 |
| 9番 | 吉田 実 君 | 11番 | 菅原 義幸 君 |
| 12番 | 平澤 等 君 | | |

○欠席議員（1名）

- 10番 大湯 圓郷 君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 高橋 貞光 君
教育委員会教育長 小坂橋 司 君

1. 町長の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長 佐々木 正 則 君
総 務 課 長 原 進 君
まちづくり推進課長 阪井 世紀 君
財 政 課 長 佐藤 英美 君
保 健 福 祉 課 長 増田 和彦 君
まちづくり推進課長補佐 奥村 大樹 君
まちづくり推進課主幹 斉藤 哲章 君
商工労働観光係長 山崎 英人 君

《瀬棚支所》

支 所 長 河 原 泰 平 君
福 祉 係 長 稲 船 奈 穂 子 君

1. 教育委員会教育長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

事 務 局 長 古 畑 英 規 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 上 野 朋 広 君
次 長 松 原 孝 樹 君
主 事 大 辻 省 吾 君

◎開会宣告

○議長（平澤 等君） 皆さんおはようございます。

10番、大湯圓郷議員より欠席の届出がありました。ただいまの出席議員11名で定足数に達しておりますので令和5年第7回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（平澤 等君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（平澤 等君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において5番、横山一康議員、6番、本多浩議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（平澤 等君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（平澤 等君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（平澤 等君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは9月18日の大雨及び10月6日の暴風による被害状況について行政報告をさせていただきます。

はじめに9月18日に発生した大雨による被害状況についてであります。

被害状況については、お手元の資料の1ページ目になりますが、④の農業被害では、農業用

施設の排水路閉塞や法面崩壊など1箇所では被害額は473,000円となっております。⑤の土木被害では、河川被害が河岸決壊など2箇所では580万円、道路被害が路肩決壊や法面崩壊など11箇所では1,060万円となっており、土木被害総額は1,640万円となっております。⑦の林業被害では、治山施設の法面崩壊など1箇所では被害額は150万円となっております。

次に2ページ目ですが、⑧の衛生被害では、水源池の土砂閉塞の1箇所では被害額は60万円となっております。9月18日に発生した大雨による被害総額については1,897万3,000円となったものでございます。

続きまして10月6日に発生した暴風による被害状況についてですが、10月20日現在の報告をさせていただきます。当日のせたな町の風速は、アメダス観測で最大風速が19.6メートル、最大瞬間風速は30.4メートルを観測し、最大風速と最大瞬間風速ともに当町の10月としての1位の値を更新しました。

被害状況については、お手元の資料の4ページ目になりますが、②の住家被害については、屋根損壊など一部破損の被害が4棟で400万円の被害額となっております。③の非住家被害については、車庫倒壊など全壊被害が2棟で200万円、バス待合所損壊など半壊被害が2棟で629万8,000円となっており、非住家被害総額は829万8,000円となっております。④の農業被害については、畑の農作物被害が3.65ヘクタールで235万円、営農施設被害ではビニールハウスの破損など36箇所では565万円となっており、農業被害総額は800万円となっております。⑤の土木被害では、道路被害が倒木など7箇所では被害額は198万円となっております。⑥の水産被害では、漁港施設被害が土砂堆積や流木漂着など5箇所では310万円、その他施設被害が養殖施設の岸壁打上げによる被害で10万円となっており、水産被害総額については320万円となっております。なお共同利用施設被害の荷捌き所外壁等破損1箇所と漁具被害の定置網破損7箇所の被害額については、現在調査中となっております。

次に5ページ目ですが、⑪の社会教育施設被害では、夕陽が丘パークゴルフ場休憩所倒壊など2箇所では被害額は120万円となっております。⑫の社会福祉施設等被害では、やすらぎ館の軒天損壊の1箇所では被害額は80万円となっております。⑬その他の被害では、海水浴場等の看板倒壊や空家の一部破損など7箇所では被害額は158万円となっております。なお10月6日に発生した暴風による被害総額については、現在確認されている額で2,905万8,000円となっております。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（平澤 等君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長（平澤 等君） 日程第5、議案第1号令和5年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億9,654万4,000円を追加し、補正後の予算総額を91億7,062万2,000円とするものでございます。

その内容でございますが、令和5年10月6日の強風により被害を受けた各施設などの撤去にかかる費用の追加や、ふるさと応援寄附金の増加に伴い返礼品の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 続いて内容の説明を求めます。

佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤英美君） それでは議案書5ページの歳出からご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費1億322万1,000円の追加は、24節積立金で社会福祉基金積立金から公共施設整備基金積立金までそれぞれ記載の金額を積み立てるものでございます。14目ふるさと応援寄附金推進費9,244万9,000円の追加は、7節報償費5,200万円、ふるさと応援寄附金返礼品、11節役務費4,044万9,000円は通信運搬費1,280万円、返礼品の送料、手数料2,764万9,000円は、決済手数料などでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目福祉施設管理費50万円の追加は、10節需用費、修繕料は10月6日の強風により瀬棚総合福祉センターやすらぎ館の軒天が剥がれ落ちたため修繕するものでございます。

6ページでございます。7款1項ともに商工費、3目観光施設管理費8万円の追加は、11節役務費、手数料で10月6日の強風により三本杉海水浴場の看板が倒壊したため撤去するものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、4目教員住宅管理費9万6,000円の追加は、11節役務費、手数料で10月6日の強風により瀬棚小学校校長宅の車庫が倒壊したため撤去するものでございます。5項保健体育費、2目体育施設管理費19万8,000円の追加は、11節役務費、手数料で10月6日の強風により夕陽が丘パークゴルフ場の休憩所が倒壊したため撤去するものでございます。

これに係る歳入でございますが4ページでございます。10款1項1目共に地方交付税87万4,000円の追加は財源調整でございます。

17款1項共に寄附金、1目ふるさと応援寄附金1億9,567万円の追加は、寄附金の増加が見込まれるため追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（平澤 等君） 説明が終わりました。質疑を許します。ありませんか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ふるさと応援寄附金についてお尋ねをしたいと思います。このたび1億9,567万円、これが追加の寄附金として補正計上されました。いわゆる基準改正直前の駆け込みの寄附ということでもあります。全国的に見ましても莫大な申込みになってる町村もあるわけです。それで実入りとしてはどういう数字になるのか。歳出の2款1項14目で9,244万9,000円というのが推進費として計上されております。これは返礼品、通信運搬費、手数料込みであります。そういったしますと実質的な実入りは約1億と、端数はありますけれども、こういう確認でよろしいのかどうか、これが1点です。

それから2点目には、新基準になって以降の見通しというのは、町長としてどういうふうに見据えているかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 齊藤主幹。

○まちづくり推進課主幹（齊藤哲章君） ただいまのご質問にお答えいたします。今回の寄附額につきましては半分は基金管理費に入った分が町に入る分ということで半額ちょっとが町に入る寄附金となります。

○議長（平澤 等君） 町長にも質問されてます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 10月から新基準ということで、これは費用を5割以下に抑えるということでございますので、これの基準に沿うように対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 対応しなきゃ弾かれますからそれは当然のことなんですけども、新基準で行った場合に、結局は寄附金に対する返礼品の金額を下げるというふうにするのか。それとも諸手数料、仲介業者に対する謝礼金というんですか、仲介料っていうんですか、これに対する折衝でありますとかいろいろな対応策があるんです。それに対する町長の考え方はどうなのかということをお伺いしているんです。これは2回目の質問ではなくて、1回目の質問の補充としてお尋ねしておきます。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今のところを寄附額を上げるということでの対応になるかと思っております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 2回目の質疑に入っているいいですか。そういったしますと結局、寄附する側は、これまでと同じ返礼品を受け取るとすれば寄附額を上げるという措置になってくるわけです。そのことがどうなるかという判断をお示し願いたいと思います。それから取次業者に対する折衝、これは業者側のほうが力関係上、上位にありまして、なかなかその基準を改善するには至らないという報道もされておりますからこれは大変なことだと思うんですが、それはやはり大きな課題として都道府県も含めた、広く言えば国も入るんでしょうか、考えていただかなければならん問題だと思うんです。要するにポータルサイトの業者の大きな儲け口になっ

てるわけです。そういたしますと、ふるさと納税の目的そのものが、そのことによってそれがれていくということがないのかどうかということなんです。この点について町長の基本的な考え方というのを、この際伺っておきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そうした業者の経費等につきましては、これは我が町だけでどうのこうのということにはなりませんけれども、全体としてそういった手数料につきましてもばらつきがあるというのは実際のところでございますので、そうした部分での改善といいますか、これらについては町村会等でもこの問題が出ておまして、今後そういった取り組みも出てくるというふうに理解をしております。

○議長（平澤 等君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 出てくるものと思うという第三者的な答弁でなくて、町長も町村会の副会長でありますから、また各種の役職もいろいろ背負っておられる方でありますから、積極的、能動的に改善改革に携わっていくという力強い姿勢をお示しいただきたいと思うんです。それでそれとの関連なんですけど、ふるさと納税の実績は北海道トップなんです。ところが北海道の中ではトップの自治体と最低の自治体の差が1,000倍近いというようなこともございます。隣村の島牧などは数字を見ますと大変申し上げるのも気の毒な程度の数字であります。それで特産品の規定を全道というふうに広げてはどうかという提案がなされておまして、例えばホタテにつきましても中国が受入れないということの中から、全道共通の品目にしてはいいのではないかとという提案をある自治体の首長さんなされましたが、鈴木知事は首を縦に振っていないというような問題があるわけです。我が町を振り返りますと、私は町の姿勢が前向きに大きく変化したなという感触を受けております。これは担当課と申しますか、担当の職員と申しますか、明らかに違ってきているなというふうに前向きな評価をさせていただいております。それは非常にルートを広げて広範な範囲で寄附金の申込みを呼び込むという作業でありますとか、いろいろ行政として努力なさっているなというふうに思いまして、これは率直に敬意を申し上げたいと思います。それでこの制度がいつまで続くかということもあるんですが、やはり当面このふるさと寄附金の受入れ金額を拡大していくということは、我が町の財政にとっても大変重要な課題になっているというふうに思いますけれども、その上でそのために町長は、どのような内容で取り組んでいこうとされておるのか、その政策的な方向をお示しいただきたいと思います。

○議長（平澤 等君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 町の考え方としてはまだ決めてはおりませんが、今議員おっしゃるように全道で共通の返礼品という話も出てきております。府県によっては既にもうそういう取り組みをしているところもございます。これ全道の町村が全体の理解を示さなければなかなか取り組むということにはなりませんけど、そういった部分もこれから我が町としてプラスになる方向であれば、これも進めていかなければならないなというふうに考えておりますが、いずれにしても今のままだでもさらにふるさと納税が増えるようなそういった魅力ある返礼品の開発です

とか、そういった部分でしっかり検討を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（平澤 等君） ほかに質疑ございませんか。
（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（平澤 等君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉議宣告

○議長（平澤 等君） 以上で今臨時会に付議された案件の審議は終了いたしましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（平澤 等君） これをもって、令和5年第7回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦勞様でした。

閉会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月11日

議 長 平 澤 等

署名議員 横 山 一 康

署名議員 本 多 浩